

【委員会記録】

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時51分)

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第8号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について

【報告事項】

なし

妹尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、9月定例会県議会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成24年度一般会計補正予算及びその他の議案等といたしまして条例案が1件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計・歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表の欄の一番下の計欄、左から2番目に記載のとおり、3,386万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、56億1,543万2,000円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

とくしま文化振興課・国民文化祭課関係でございます。

上から2番目の文化及び文化財費、摘要欄の①文化振興費として2項目、合わせて2,485万8,000円を計上いたしております。

ア、とくしまきりぎり芸術文化事業につきましては国の補助事業等を活用し、文化芸術団体への助成等の経費として、1,885万8,000円を計上いたしております。

イ、国民文化祭特別協賛事業につきましても国の補助事業を活用し、次世代育成を柱とする事業を実施するための経費として、600万円を計上いたしております。

次に、上から4番目の文学書道館運営費、摘要欄の①文学書道館運営費として、県ゆかりの文学書道資料を収集することにより、展示内容の充実を図る事業の経費として、300万円を計上しております。とくしま文化振興課・国民文化祭課の補正後の予算総額は、4億800万8,000円となります。

3ページをごらんください。

環境首都課関係でございます。

(目)環境衛生指導費の摘要欄①国庫返納金の600万2,000円の増額につきましては、平成21年度から

23年度まで実施いたしました、環境省の地域グリーンニューディール基金事業の執行残額を返納するもの
でございます。環境首都課の補正後の予算総額は、17億9,131万1,000円となります。

4ページをお開きください。

その他の議案等の条例案でございます。

今議会におきまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について、提出するこ
ととしております。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法
律によりまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、知事が設置
する指定猟法禁止区域等の標識の寸法につきまして、新たに条例で定めるものであります。施行日につき
ましては、公布の日としております。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

なお、県民環境部からの報告はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

喜多委員

前回に続いて、皆さん藍染めで統一されて、環境に対する思いやりがすごく出ていると思います。それだけ
で幹部職員の方々の思いが感じられて、質問はやめようかと思いましたが少しだけお願いいたします。

先ほどの経営戦略部・監察局関係の調査の際、管財課長さんから7、8月の2カ月間の県庁の節電の取り
組みについて答弁がありました。環境面から節電についてリードされ、職員の皆さんからは暑い、暑いと言
われながらも、皆が辛抱して2カ月間頑張ってこれたんだなと思います。そういう意味で県民環境部とし
て、今回の節電要請を受けての節電の取り組みについてお尋ねします。

市原環境首都課長

ただいま、この夏の節電に関する御質問をいただきました。

この夏、全国的に電力需給が逼迫するという見込みのもと、四国電力管内におきましても、政府、それから
四国電力から、当初一昨年比で7%以上という数値目標、また万一に備えた計画停電の準備、そういった厳
しい節電要請がなされたところでございます。

このため、県といたしましても早い段階から県庁内、各部局の連携のもとで、今、喜多委員からお話があ
った徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」の実施、それから家庭での節電を推進していくための、家族で
おでかけ・節電キャンペーン、それから、我慢するだけの省エネ、節電ではなく、みずから電気をつくる、ため
る、そういった創エネ、蓄エネといった観点を含めた攻めの省エネ、そういったいろんなキャンペーン、セミナ
ーを県内各地で展開してきたところでございます。

特に今年度はそういったピークカットという観点も加えた中で、節電対策に率先して取り組んで、市町村、

県民の皆様、事業者の方々、そういったところに呼びかけをいたしまして節電に努めてまいったところがございます。先週の9月7日に、節電の数値目標のついた節電期間が終了いたしました。四国電力からの説明によりますと、この間の四国電力管内におけるピーク時の電力使用につきましては、最も多かった日が8月7日、この日は猛暑日でございましたけれども、525万8,000キロワットでございまして、電力の使用率で見ましても88%でございました。期間を通じまして、電力使用率を見ましても、70%台から80%台で推移をいたしまして、安定した電力需給がなされたところでございます。この間の節電による効果でございますけれども、四国電力の速報的な分析では8.3%程度の節電効果があったのではないかと考えてございます。早い段階から企業や家庭等における節電への意識が浸透いたしまして、取り組みをいただいた成果ではないかと考えております。ただ、9月いっぱいには節電目標のない、無理のない範囲での節電要請が継続されております。残暑が残るといことも考えられますので、今後とも節電、省エネに気を緩めず取り組むとともに、県民の皆様にも節電、省エネの取り組みについて引き続き呼びかけてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

喜多委員

8.3%の節電効果があったということ、また9月いっぱいには節電を続けられるという御答弁をいただきました。市町村へ聞いても節電要請を受けて申し合わせたのか、大体28度ということ。それぞれの市町村においても、暑い暑いと言いつつ、なれてきたらそれでいけるということで、意識改革したらできるなどという思いが強くなりました。まだまだ暑い日が続きますが、9月いっぱいには節電を続けられるということで、ぜひともあと一歩頑張りたいと思っています。計画停電もなく、四国電力から説明を受けて病院とか、各企業、事業所は、いろいろな緊急事態に備えて苦労したようでございます。それもすることなく無事、節電要請期間が終わったということで、多くの方々の御努力に敬意をあらわしたいと思っております。そして、この温室効果ガスの排出抑制という面でもいろいろな効果があったのではなかろうかと思っております。この夏の思い、取り組みを今後の温暖化対策にぜひとも生かしてほしいなあと思っています。今後の対策をお尋ねいたします。

市原環境首都課長

この夏の節電でございますけれども、今、喜多委員がおっしゃられたように、県や市町村はもとより、事業者の皆様、それから御家庭の皆様も含めまして、まさに県民総ぐるみで空調の温度管理、照明など電気製品の小さな消灯、そういった小さな取り組みから、市町村におきましては、デマンド監視装置の導入であるとか、事業者では夏の節電期間にあわせて設備改修を行い節電いただく、そういった種々の取り組みを行っていただいたことによりまして、その成果が得られたものであると考えてございます。

節電なんですけれども、電力需給というだけではなく、省エネによりまして温室効果ガスの抑制、そういったことにもつながりますので、今後こうした取り組みを省エネ、省資源という低炭素社会の実現にどうつなげていくかということが課題となると考えてございます。そうした意味では、省エネの取り組み、それから新エネルギーの積極的な導入、そういった新たなライフスタイルへの転換、そういった方向にどうつなげていくか、こういったことを進めていく必要があるというふうに認識しておるところでございます。

県では昨年8月に、地球温暖化対策推進計画、ことしの3月には、自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定いたしております。こうした戦略、もしくは計画に基づいて、これまでも進めてきた施策をさらに加速する

とともに、例えば今回、とくしま夏のエコスタイルの中でも、省エネ、創エネ、蓄エネといった攻めの省エネといったものに取り組んできましたので、そういった啓発の取り組みを提案、紹介するようなウェブサイトを新たに作るのか、そういった形で今後の温暖化対策につなげてまいりたいと考えてございます。

さらに、国でもさまざまな温暖化対策、省エネ対策、新エネルギーの導入に向けました新しい施策とか制度構築が今後なされていくと思いますので、そういったことにもアンテナを高いたしまして本県としての積極的な取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

喜多委員

国ではエネルギーのこれからのあり方ということを検討されているところです。どうか、ただいま課長の答弁がありましたように、これからの低炭素社会をどう生きるかということに、この夏の思いをずっと持ち続けていく、そしてそれを進化させて徳島県が低炭素社会のリード役として、県内市町村と一緒にあって、事業所と一緒にあって、ぜひ積極的に進められることを強く要望しておきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの推進について少しだけ質問をします。

6月の委員会で、グリーンニューディール基金ということで、防災施設への再生可能エネルギー設備の導入について市町村と県有施設への配分がされていまして、それが最近決まったということを知りましたので、どのような観点でどのような配分を行ったのかお尋ねしたいと思います。

島尾新エネルギー推進担当室長

グリーンニューディール基金の配分につきまして御質問をいただいております。

グリーンニューディール基金につきましては、今年度、国におきまして、平成 23 年度に交付を受けました東北地方の自治体を除きます 59 自治体を交付対象といたしまして、防災拠点、避難所等への再生可能エネルギーの導入を促進する再生可能エネルギー等導入推進基金事業として 121 億円が計上されたものでございまして、すべての自治体からの応募に対しまして5月に配分が決定をいたしましたところでございます。

本県は四国で唯一9億円が配分をされることになったものでございます。この配分につきましては、本年3月に策定をいたしました自然エネルギー立県とくしま推進戦略の柱の1つでございます、災害に強いまちづくりの観点から導入意向調査におきまして、庁内、並びに市町村から要望のあった施設のうち、災害時に機能の維持が求められます県庁舎、市町村庁舎を初めといたします防災拠点施設あるいは三連動地震の切迫性が高まる県南地域の施設、あるいはその地域の中核的な避難所などに対しまして優先的に配分を行うこととしたところでございまして、県、市町村合わせまして 41 件、8億 3,300 万円の施設を選定いたしまして、平成 26 年度までの3年間で整備にかかっていくこととしたところでございます。今後、この事業を展開することによりまして県内各地域におきまして再生可能エネルギーを生かしました災害に強いまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

喜多委員

貴重な財源と、8億 3,300 万円、41 件ということでありますけれども、もしよかったですら具体的にどこにどの程度の設備が整備される予定なのか、決まっておいたらお答えいただけたらと思います。

島尾自然エネルギー推進担当室長

グリーンニューディール基金につきましては、この6月県議会におきまして、予算について議決をいただきました。その後7月に、外部有識者で構成いたします、自然エネルギー立県とくしま推進委員会再生可能エネルギー評価部会で選定案を御承認いただいたところございまして、その後、環境省への交付申請を経まして、8月末に9億円が配分をされたところでございます。

今年度の整備の計画でございますけれども、市町村の施設につきましては、6市町村の7カ所に合わせまして、太陽光発電施設でございますけれども62キロワットアワーの発電施設並びに80キロワットアワーの蓄電池、それから8基のLED街路灯を整備することといたしております。また、県の施設につきましては9カ所に、太陽光発電施設合わせて50キロワットアワー並びに蓄電池95キロワットアワー、それからLED街路灯につきましては15基を整備することといたしております。県、市町村合わせまして112キロワットアワーの太陽光発電施設、それから175キロワットアワーの蓄電池、それから23基のLED街路灯の整備を予定をいたしているところでございます。

私も環境部局といたしましては、この事業の適正な執行管理に努めまして、災害に強いまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

喜多委員

6市町村7カ所と県施設で112キロワットアワーの太陽光発電施設、そして蓄電池、LED街路灯ということ、最近では本県においても企業局でメガソーラーの新たな設置など、新しいエネルギーに対するいろいろな対策がとられておるところでございます。

メガソーラーももちろん大切であろうと思っておりますけれども、災害に強い徳島県ということで、ただ今説明がありました再生可能エネルギーを積極的に活用してほしいなと思っております。せっかく四国で唯一、徳島県が選ばれておりますので、再生可能エネルギーの勉強は徳島県へ行ってせなあかんと言われるように、これからもいろいろと活用して徳島県がこういう再生可能エネルギーにおいてもリードしてほしいなということ強く要望して終わります。

元木委員

今回の提出議案の中で、鳥獣保護の関係の議案がありまして、地域の自主性を重んじたような方向での改革がなされておるのかなと、この文面を読んで思った次第でございます。それを受けて基本的なことでは恐縮なんですけれども、改めて今の鳥獣被害対策の実状についてお伺いできたらなと思っております。私の地元におきまして、シカ、イノシシ、猿による農業への被害がかなりあるということで、もっと積極的な対策、対応を行政のほうでやってくれないかという要望を受けております。

これまでの議論で、個体数調整ということで、県民環境部が主導的な立場に立って、鳥獣の個体数を調整しているという姿勢を示されて、狩猟者の技術の向上ですとか、着手金を初めとしたさまざまな新しい技術の継承、そういったことにも取り組んでいただいておりますということで大変ありがたいなと感じております。そういう中で、いろいろ議論があると思うんですけれども、今回、猟友会の活動を中心にお伺いできたらと思います。

現在、県内各地に猟友会というのがありまして、その会員の方々が、鳥獣被害対策の主な担い手として頑張っていただいておりますけれども、話をお伺いしますと、やはり高齢化ということがございます。

高齢化が進んで免許を更新する人が減ってきたということに加えて、若い方への技術の継承というのが昔みたいにできない中山間地域の事情もございまして、時間もかかるということで、なかなか進まないというお話もお伺いいたしております。一方において、シカ、イノシシ、猿などの鳥獣も、活動エリアがどんどんどんどん広がって、昔の活動エリアから外に出たような部分での対策も求められておるといことで、猟友会の会員拡大に向けた取り組みがこれから求められているんじゃないかなと、私自身は感じております。

そういう中で、まず猟友会の現状についてお伺いいたします。今、県内の会員数がどういった状況であるのか、年齢構成がどういった現状なのか、さらには免許更新等がどの程度なされているのか、把握されておりましたらお答え願います。

井上自然環境室長

ただいま、猟友会の会員数、推移、及び年齢構成等についての御質問をいただいております。県猟友会の会員数の推移でございますが、過去5年間につきまして申し上げますと、平成19年が1,937名、平成20年が1,846名、平成21年が1,787名、平成22年が1,723名、平成23年が1,719名となっており、過去5年間では11.2%減少しております。ここ2年間につきましてはほぼ横ばいとなっております。年齢構成につきましては、平成23年度で申しますと60歳以上の割合が67%となっております。若手会員の育成ということなんです

平成22年度から新たな取り組みを行っておりまして、今年度も引き続き県猟友会が行う事業に対し支援を行っております。捕獲技術向上のための講習会の開催について、銃器についてはクレー射撃など年4回、また、くくりわなにつきましては、佐那河内村、阿南市、三好市において各1回の計3回実施しております。また、イベントに参加し、鳥獣被害の状況をパネル展示することにより、狩猟や有害鳥獣捕獲について一般の方に周知し、シカ肉を使った料理の試食会を行うなど、狩猟に関して興味を持っていただくこととしております。

3つ目としましては、県猟友会のホームページを開設し、狩猟免許の試験案内など、情報の発信を行っております。また、狩猟免許の試験を受けやすくするために、受験日を平成22年度から、従来の年2回から年3回へ、このうち1回は休日に行うなど、回数をふやすことにより新規狩猟者の確保を図っております。狩猟免許の合格者数は平成21年度74名、平成22年度172名、平成23年度212名となっております。国に対しては、狩猟者の確保のため、今の法律で20歳以上となっている、わな猟の免許取得者の年齢制限を18歳に引き下げる旨の提言を行っております。今後も引き続き新たな狩猟者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

元木委員

会員拡大に向けた取り組みを積極的に進めていかなければならないなと思っておりますが、過去5年間で11.2%の減少、60歳以上が67%というのは健全な状況とは言えないんじゃないかと感じております。その中で、免許取得を容易にする取り組みが今後大事になってくるのかなと思っております。取得にかかる費用であるとか、更新にかかる手数料等をもっと安くしてほしいといった要望もございまして、更新期間の延長といったことも考えられるのかなと思っております。さらには銃を購入する費用を安くするとか、市町村からの支援をもっと充実していただくとかいった、コスト、お金の面での支援、費用をかけずに活動しやすいようにしてあ

げる、さらには技術力向上のための研修制度等をもっと充実させてあげたらというお話もあるのかなと感じております。どれからでもいいので、これから県として積極的に進めていただきたいなと思っております。

また、冒頭にも申し上げましたとおり、過疎の進行に伴いまして鳥獣の活動のエリアがかなり変わってきております。中山間地域でも農業の面積の減少に伴って、下におりてくる鳥獣がふえてきておるという話もお伺いしております。先ほどありました鳥獣保護区ですとか、条例で定められている区域の見直しなども、これから検討していただく大事な課題かなと思っております。

こういうことをいろいろ要望させていただきまして終わりたいと思います。何かコメントがありましたら。

井上自然環境室長

狩猟免許の手数料につきましては、地方自治法第 228 条第 1 項によりまして全国的に統一した金額の手数料を徴収することを標準として、条例で定めることになっておりますので、この点につきましては、御理解いただきたいと思っております。一方で現行では、先ほど委員もおっしゃっていましたように狩猟免許の更新が3年ごととされております。これを5年に延長する提言を、ことし5月に国に対して重要要望で行っておりまして、今後も引き続き狩猟者の費用面での負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

元木委員

手数料は全国一律というお話でございましたけれども、鳥獣被害の状況というのは鳥獣の種類や数が地域によってばらばらですので、そういった点も勘案していただいて、手数料についても本県独自に定められるような要望等も行っていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

庄野委員

県内視察の際、セシウムを測定する機器を拝見しました。後で調べてからで結構ですので、食品などに含まれる放射線を測定する機器の実績を教えていただきたいと思っております。

それと、放射線を測定する際、必要な食品の量は1キロなんですか。

久米環境管理課長

放射能の測定に関する機器に関する御質問ですが、県民環境部には保健製薬環境センターがございます。ここには、モニタリングポストが4カ所、精密に放射能を測定することができるゲルマニウム半導体検出器が2台、可搬型のサーベイメーターが4台、雨水をはかるGMベータ線測定装置が1台ございます。それから検体の量ですが、これにつきましては、検体の種類によって検体量が異なるのかなと、必ず1キロというものではないと考えております。それと、食品の検体をどのくらい分析しているのかということですが、これは安全・安心の部局ということで測定結果をホームページで公表しております。直近では、県内に流通する食品につきましては 176 検体、ブランドの農畜産水産については 222 検体、牛肉については約 280 検体、こういったものが分析されてホームページに掲載されております。

以上です。

庄野委員

その検体については、セシウムなど放射性物質の検出はないんですね。

久米環境管理課長

特に異常はないと考えております。

庄野委員

先ほどの質問でなぜ1キロと言ったかという、先日、有機栽培で葉物をつくっているところを視察させていただいたとき、セシウムの測定のために葉っぱを1キロ持っていかなければならないと聞いたんです。生で食べる葉っぱを1キロも検体用に出したら何万円分にもなるらしいんです。その方も、例えば100グラムくらいではかれるような仕組みがないんだらうかとおっしゃっていました。それで聞いたんですが、また後で教えてください。

藤田副委員長

関連で2点ほどお伺いします。

元木委員の発言の中に、鳥獣保護が出てきました。これは過疎地の中では大きな問題です。私どもはせんだって、過疎対策推進議員連盟の中で、過疎に関する勉強会というのを開催しました。そこで、兵庫県産業労働部長の佐藤さんという方に御講演いただいたんですが、兵庫県は鳥獣の捕獲に相当の成果を得ているという報告をいただきました。私も前々から、賞金をつけて通年捕獲をやってほしい、年じゅう捕獲をしてほしい、賞金をつけてやったらどうですかと皆さん方をお願いしてきましたが、そんな中、兵庫県は本当にすばらしい成果を上げたという話を聞きました。この方は総務省出身です。3年前の過疎法の改正、過疎法延長のときの総務省の担当の方です。今、資料は持ってありませんが、できれば、次の常任委員会までに兵庫県のやり方、先進事例、兵庫県が非常に胸を張って説明をしておりますので、どういう施策をとって、それが地域性の中で徳島では合わないかもわからないけど、兵庫県はどういうことをやっているのか、ぜひ、資料を集めて私どもに報告していただきたい。お願いをしておきたいと思います。

もう一点は、全国初2度目の国民文化祭。イベントもやっておられる。ただ、2回目ですから、私も芸術文化振興議員連盟の立場で参画もさせていただいていますが、1回目より相当予算が少ない。大変だろうなと。第1回と同じ成果を上げなければといった責任感があっても、必要なものがないと、なかなか成果が上がらないときもある。できるだけ第1回に近いような成果を県民は期待するんですが、金のないところにはなかなかいい施策も出ない。そういう中で、関係課が御努力なさって、どういう形で県民にアピールし、ない予算をどのくらい使っておられるのか、お知らせをいただいたり、きょうはメディアの方もおいでですが、メディア等を含めた県民への発信をどうしておるのか、かいつまんで今の状況をお知らせいただいたらありがたいと思います。詳細は結構です。個々の予算を問うつもりはありませんので。成功に向かっての担当課の取り組み状況をお知らせいただけるとありがたい。

町田国民文化祭課長

委員から国民文化祭について、どのような盛り上がりを図っていくかという御質問をいただきました。

今回は御存じのとおり平成19年度のおどる国文祭に続きまして2度目の開催でございます。今回の国民文化祭におきましては「文化の力でまちづくり」をテーマに掲げまして、文化の力によって我が国に漂う閉塞感を打ち破るよう取り組んでおります。

それでは、委員から御質問のありました予算についてお答えいたします。限られた中での運営ということで、前回ほどの派手な展開が厳しい中、やはりそれなりの成果、県民の盛り上がりも必要となってまいります。そのようなことから、今回の国民文化祭につきましては、国民文化祭の趣旨に賛同し、市町村や文化団体等が開催する文化的な事業につきまして、応援事業という冠をつけさせていただいたり、また国民文化祭

の開催趣旨に賛同して行われる重要な事業につきましては、特別協賛事業という冠をつけさせていただいたり、また国民文化祭と関連して行われる事業を関連事業として随時受け付けるなど、県民の皆様の盛り上がりを図っております。

また、今回の国民文化祭は、先ほども申し上げましたとおり「文化の力によるまちづくり」を目指しておりますので、会期を前回のような9日間ではなく105日間と長く設定いたしました。会期中は国民文化祭事業とあわせて幅広く徳島の文化に親しんでいただければと考えておりまして、会場となります文化の森などを協賛文化施設と位置づけ、盛り上がりを図ってまいりたいと考えております。

マスコミ等にお願ひしましたPR活動でございますが、本番に向けました開催機運の醸成を図るために、年の秋より「プレフェスティバル」や「萬の民の阿波おどりフェスティバル」など4大モチーフの魅力を発信するイベントの開催や、そごう徳島店やマスコミの御協力によりましてPRの場を提供していただき、職員がみずから足を運んで、汗を流して、PR活動を行っております。また、県議会では議会コンサートを開催していただきまして、ともに盛り上げていただいていると感謝しております。

今後につきましては、文化の力によるまちづくりを目指して、積極的に頑張ったいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

藤田副委員長

先般申しましたように、本当はない金で一生懸命努力なさっておられる。この前も予算の承認をさせていただいて可決されたと聞いております。ただ、県民の中でも、やはり1回やった大きなイベントの後で、前の残像が残ってますので期待するところが非常に大きい。一生懸命努力なさっているのはよくわかるのですが、例えば、私どもの芸術文化振興議員連盟はもとよりですが、県議の皆さんにできるだけ参加していただくような方策をとったり、知事の記者会見でも、前には国民文化祭って書いてますけど、やっぱり生の声を発信していただいて、ああ国民文化祭が始まるなという意識の中で行政がもう一工夫頑張っていたかかないと、なかなか成果に結びつかない。あの残像っていうのは恐ろしいもので、今回は前回より非常に下火やなあっていうようなうわさも聞きます。そういう中で、ぜひ、成功裏の中で終わるように、全庁挙げて県民環境部から発信していただいてね、盛り上がりをもう一工夫していただければありがたいなと、こういう気持ちがあります。エールかたがたお願ひもしておきたいと、こういう気持ちでおりますので、どうぞよろしくお願ひ申上げたいと思います。終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(14時38分)